

## Q8. 現況届の提出を忘れるとどうなりますか？

A

**年金の支払いが、一旦差し止められることとなります。**

現況届とは年に一度年金受給者の誕生月に現在の状況をお届けいただき、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するものです。

年金を受けるみなさんには、毎年お誕生の月に現況届を提出していただきましたが、平成26年1月から当基金においても住民基本台帳による現況確認（住基ネットによる確認）ができるようになりました。

これにより、**住民登録住所と基金への届出住所が一致している方々については現況届のご提出が不要**となっています。

ただし、住基ネットに登録されていない方・基金への届出住所が住民登録住所以外の方・海外居住の方・外国籍の方等で、**住基ネットによる確認ができない方につきましては、これまでどおり現況届が必要**となります。

届出が必要な方には、誕生月に基金からご自宅にご案内を送付します。現況届がお手元に届きましたら、誕生月の末日までに自書でご記入のうえ、ご提出ください。自署できないときは、代理人のご記入でもかまいません。

（その場合は、代理人署名欄のご記入も忘れずをお願いします）  
ご提出が遅れると年金の支払いが一時差し止められることとなりますのでご注意ください。